

9. 関係法令等の指定、規制基準等

本計画における関係法令による指定及び規制等の一覧は表 3.2.9-1 に示すとおりである。

表 3.2.9-1(1) 関係法令一覧

法令等	規制の内容その他の状況	適用状況
環境基本法	環境基本法では、大気汚染、騒音、水質汚濁、地下水及び土壤汚染に係る環境基準を定めている。	○
大気汚染防止法	規制対象物質は、ばい煙、粉じん、自動車排ガスである。また、ばい煙に関して、工場、事業場単位に排出量の削減を行う総量規制制度がとられている。	○
騒音規制法	工場・事業場、建設作業、道路交通に伴う騒音の規制基準を定めている。	×
振動規制法	工場・事業場、建設作業、道路交通に伴う振動の規制基準を定めている。	×
悪臭防止法	特定悪臭物質（22物質）を対象に、敷地境界、気体排出口、排出水に関する規制基準が定められている。	×
水質汚濁防止法	工場・事業所に係る排水基準として、濃度規制及び総量規制が行われている。特定施設については、届出を行う。	○
土壤汚染対策法	土壤の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康に係る被害の防止に関する措置を定めて土壤汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護する。	○
愛媛県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、土壤の汚染及び水質の汚濁並びに災害の発生を防止し、もって生活環境の保全を図るとともに、県民の生活の安全を確保することを目的とする。埋立て等に使用する土砂基準等が定められている。	○
えひめ環境基本計画	環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、低炭素社会の構築、循環型社会の構築、生物多様性の保全などの課題に的確に対応し、県民、行政等の各主体の役割などを示している。	○
瀬戸内海環境保全特別措置法	瀬戸内海の環境保全に必要な事項を定めるとともに、特定施設の設置の規制、富栄養化による被害の発生の防止、自然海浜の保全等に關し特別の措置を講ずることにより、瀬戸内海の環境の保全を図ることを目的とする。	×
ダイオキシン類対策特別措置法	ダイオキシン類に関する施策の基準とすべき基準（環境基準等）や排ガス、排出水に関する規制基準、廃棄物焼却炉に係るばいじん・焼却灰等の濃度基準、汚染土壤に係る措置等が定められている。	○
愛媛県公害防止条例	事業活動等に伴う、大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音、振動、地盤沈下、及び悪臭による公害を防止することにより、健康の保護、生活環境の保全及び自然環境の保護を目的として定められている。	○
自然公園法	優れた自然風景地を保護、利用の増進を目的としており、国立公園、国定公園、都道府県立自然公園に関する規定が設けられ、指定がなされている。	×
自然環境保全法	自然環境保全を目的に、すぐれた自然環境を有する地域が自然環境保全地域として指定されている。	×
愛媛県県立自然公園条例	県内にあるすぐれた自然の風景地を保護し、その利用の増進を図ることを目的としており、県内にある優れた自然の風景地が県立自然公園として指定されている。	×
愛媛県自然環境保全条例	愛媛県環境基本条例に則り、自然環境の適正な保全の総合的な推進を目的に、自然環境を保全することが特に必要な区域が愛媛県自然環境保全地域として指定されている。	×
都市緑地法	都市において緑地を保全するとともに緑化を推進することにより良好な都市環境の形成を目的としており、緑地の保全が特に必要な区域を緑地保全区域として指定している。	×
森林法	森林を保持し、生産力の増進を図るとともに、木源のかん養や災害の防止等、森林の機能を高める事を目的として、特定の森林が保安林として指定されている。	×
絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律	国内希少野生動植物種についてその生息環境等を保全するため、必要に応じ生息地等保護区の指定を行っている。	×
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	野生鳥獣の保護と狩猟の適正化について5年ごとに策定される鳥獣保護事業計画に基づき、鳥獣の捕獲を禁止する鳥獣保護区や休猟区の指定・管理等が行われている。	×
世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（世界遺産条例）	普遍的価値を有する文化遺産、自然遺産を登録し、国際的に保護を図ることを目的としている。	×
文化財保護法	さまざまな文化財を保存して活用することにより、国民の文化的向上を図るとともに人類文化の発展に寄与することを目的としている。	×

表 3.2.9-1(2) 関係法令一覧

法令等	規制の内容その他の状況	適用状況
愛媛県文化財保護条例	県指定文化財を保存して活用することにより、県民の文化的向上をはかることを目的としている。	×
今治市文化財保護条例	市指定文化財を保存して活用することにより、市民の文化的向上をはかることを目的としている。	×
河川法	洪水を防ぐための堤防・ダムの造成、河川水の利用の調整、河川敷利用の秩序立て、河川水質の保全、河川生物の保護、等の総合的な河川行政について定めている。	×
砂防法	土砂災害防止、治水上砂防のため、砂防設備を施設する必要のある土地又は一定行為（土砂崩壊を助長するような有害な行為）を禁止制限すべき土地を砂防指定地として指定している。	×
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地の崩壊を防止するために、急傾斜地崩壊危険区域の指定を行い、一定行為（土砂崩壊を助長するような有害な行為）の制限を行っている。	×
地すべり等防法	地すべりを防止するために、地すべり防止区域の指定を行い、地すべりによる土砂災害の防止工事を実施する他、一定行為（地すべり崩壊の誘発するような有害な行為）を規制している。	×
国土利用計画法	国土利用計画の策定に関し必要な事項について定め、土地利用基本計画の作成、土地取引の規制に関する措置その他土地利用を調整するための措置を講じて、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的としている。	○
都市計画法	都市計画の内容や制限、都市計画事業を定めることにより、都市の健全な発展の秩序ある整備を図り、以って国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的としている。	○
風致地区内における建築物等の規制に関する条例	都市計画法に基づき、風致地区内で建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採、その他の行為を行う際の規制を定めている。	×
農業振興地域の整備に関する法律	農地の振興を図ることが必要であると認められる地域として「農業振興地域」を指定するとともに、特に農用地等として利用すべき区域として「農用地区域」が指定されている。	○

9.1. 大気汚染

(1) 環境基準

環境基本法に基づく大気汚染に係る環境基準は表 3.2.9-2、ダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類の環境基準は表 3.2.9-3 に示すとおりである。

表 3.2.9-2 大気汚染に係る環境基準

物 質	環境上の条件
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35 μg/m ³ であること。
備考	
1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10 μm以下のものをいう。	
2. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く）をいう。	
3. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5 μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。	
4. この環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない	

表 3.2.9-3 ダイオキシン類（大気）の環境基準

項目	基準値
ダイオキシン類	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
備考 1. 基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ- α -ラージオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 基準値は年間平均値とする。	

(2) 規制基準

ア. 硫黄酸化物

大気汚染防止法による硫黄酸化物の規制基準は、ばい煙発生施設の排出口（煙突）の高さに応じて排出量を定めるK値規制方式がとられている。

硫黄酸化物の許容排出量（ q 、 Nm^3/h ）は以下の式により求められる。

$$q = K \times 10^{-3} \times He^2$$

ここで、

K ：地域毎に定められる定数（今治市の場合 14.5）

He ：補正された排出口の高さ（単位 メートル）

$$He = Ho + 0.65 (Hm + Ht)$$

Ho ：排出口の実高さ（単位 メートル）

Hm ：煙突出口における上向きの運動量による上昇高さ（単位 メートル）

Ht ：排煙の温度と大気温度との温度差による上昇高さ（単位 メートル）

イ. ばいじん

大気汚染防止法によるばいじんの規制基準は、ばい煙発生施設から排出されるばいじんの濃度について、施設の種類及び規模毎に全国一律の基準が設定されている。

ばいじんの規制基準は表 3.2.9-4 に示すとおりである。

表 3.2.9-4 ばいじんの規制基準

単位 : g/Nm³ (O₂12%換算)

処理能力	廃棄物焼却炉 (火床面積0.5m ² 以上又は焼却能力50kg/h以上)	
4t/h以上	0.04	
2~4t/h	0.08	
2t未満	0.15	

ウ. 塩化水素、窒素酸化物

大気汚染防止法による塩化水素、窒素酸化物の規制基準は表 3.2.9-5 に示すとおりである。

表 3.2.9-5 塩化水素、窒素酸化物の規制基準

区分	廃棄物焼却炉		
	連続炉	連続炉以外	
		排ガス量が 4万Nm ³ /h 以上	排ガス量が 4万Nm ³ /h 未満
塩化水素	700mg/Nm ³ (約430ppm) (O ₂ 12%換算)		
窒素酸化物	250ppm (O ₂ 12%換算)	250ppm (O ₂ 12%換算)	—

エ. ダイオキシン類

ダイオキシン類対策特別措置法によるダイオキシン類の規制基準は表 3.2.9-6 に示すとおりである。

表 3.2.9-6 ダイオキシン類の規制基準

単位 : ng-TEQ/Nm³

焼却能力	廃棄物焼却炉 (火床面積0.5m ² 以上又は焼却能力50kg/h以上)	
	新設	既設
4t/h以上	0.1	1
2~4t/h	1	5
2t/h未満	5	10

9.2. 騒音

(1) 環境基準

環境基本法に基づく騒音に係る環境基準は表 3.2.9-7 に示すとおりである。なお、対象事業実施区域及びその周辺地域は市街化調整区域であり、地域の類型は指定されていない。

表 3.2.9-7 騒音に係る環境基準

(一般地域)

地域の区分	類型	基準値	
		昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～翌午前6時
特に静穏を要する地域	AA	50デシベル以下	40デシベル以下
専ら住居の用に供される地域	A	55デシベル以下	45デシベル以下
主として住居の用に供される地域	B	55デシベル以下	45デシベル以下
相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	C	60デシベル以下	50デシベル以下

注) 1. 愛媛県では AA 類型は地域指定していない。

2. 基準値は等価騒音レベル(L_{Aeq})により、評価した値である。

(道路に面する地域)

地域の区分	基準値	
	昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～翌午前6時
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

注) 基準値は等価騒音レベル(L_{Aeq})により、評価した値である。

幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表に関わらず、特例として表 3.2.9-8 の基準値に掲げるとおりとする。

表 3.2.9-8 幹線交通を担う道路に近接する空間における特例

基準値	
昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～翌午前6時
70(45)デシベル以下	65(40)デシベル以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る準(括弧内の値)によることができる。	

注) 基準値は等価騒音レベル(L_{Aeq})により、評価した値である。

(2) 規制基準

騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の規制基準は表 3.2.9-9 に、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準は表 3.2.9-10 に、指定地域内における自動車騒音の要請限度は表 3.2.9-11 に示すとおりである。

なお、対象事業実施区域及び周辺地域は、騒音規制法の規制地域には該当しない（図 3.2.9-1）。

表 3.2.9-9 騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の規制基準

区域の区分	基準値		
	昼間 午前8時～午後7時	朝・夕 午前6時～8時 午後7時～10時	夜間 午後10時～翌午前6時
第 1 種区域	50デシベル以下	45デシベル以下	45デシベル以下
第 2 種区域	60デシベル以下	50デシベル以下	45デシベル以下
第 3 種区域	65デシベル以下	65デシベル以下	50デシベル以下
第 4 種区域	70デシベル以下	70デシベル以下	60デシベル以下

備考

1. 規制基準は工場・事業場の敷地の境界線における許容限度。
2. 第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域とは、以下に掲げる区域をいう。
 - ・ 第 1 種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域。
 - ・ 第 2 種区域：住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。
 - ・ 第 3 種区域：住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域。
 - ・ 第 4 種区域：主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域。

**表 3.2.9-10 騒音規制法に基づく特定建設作業及び
愛媛県公害防止条例に基づく特定作業の騒音規制基準**

区域の区分	作業種類・名称	基準	作業禁止時間	一日当たり作業時間	連続作業時間	作業禁止日
第1号区域	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	85デシベル以下	午後7時～翌午前7時	10時間以内	6日以内	日曜日休日
	びょう打機を使用する作業					
	さく岩機を使用する作業					
	空気圧縮機を使用する作業					
	コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業					
	パックホウ、トラクターショベル、ブルドーザーを使用する作業					
第2号区域	ブルドーザー、パワーショベル等を使用する作業（法規制対象は除く）	80デシベル以下	午後9時～翌午前6時	制限なし	制限なし	日曜日休日
	ハンマーを使用する板金又は製罐作業					
	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業					
	びょう打機を使用する作業					
	さく岩機を使用する作業					
	空気圧縮機を使用する作業					
第3号区域	コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	85デシベル以下	午後10時～翌午前6時	14時間以内	6日以内	日曜日休日
	パックホウ、トラクターショベル、ブルドーザーを使用する作業					
	ブルドーザー、パワーショベル等を使用する作業（法規制対象は除く）					
	ハンマーを使用する板金又は製罐作業					
	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業					

備考1. 第1号区域は、騒音規制地域において区分された区域のうち、次に示す区域

- (1) 第1種区域
- (2) 第2種区域
- (3) 第3種区域
- (4) 第4種区域のうち、学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条に規定する保育所、医療法第1条の第5第1項に規定する病院及び同条第3項に規定する診療所のうち患者を入院させる施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲概ね80メートルの区域。

2. 第2号区域は、第4種区域のうち、上記1号区域以外の区域。

3. 騒音レベルは、特定建設作業もしくは特定作業の敷地の境界線におけるものである。

4. 騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。

- (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が概ね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90%レンジの上端の数値とする。
- (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90%レンジの上端の数値とする。

表 3.2.9-11 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

区域の区分	基準値	
	昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～翌午前6時
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域の道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

備考1. 区域の区分は、次のとおり。

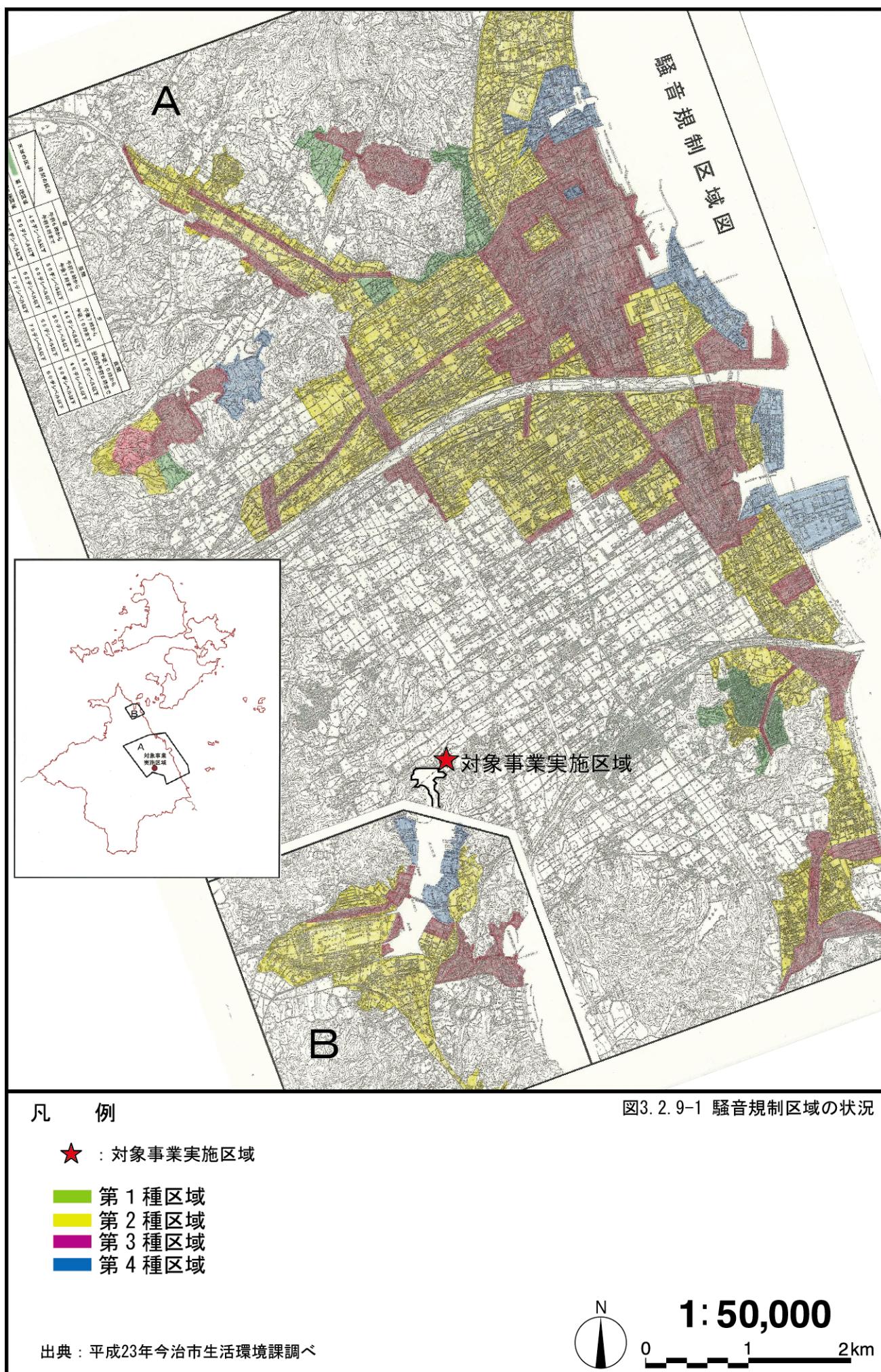
a区域は、騒音環境基準値に係るA類型の地域

b区域は、騒音環境基準値に係るB類型の地域

c区域は、騒音環境基準値に係るC類型の地域

2. 騒音の評価は、等価騒音レベル(LAeq)による。

3. 測定は、連続する7日間のうち、当該自動車騒音の状況を代表すると認められる3日間にについて行い、時間の区分ごとに3日間の原則として全時間を通じてエネルギー平均した値によって評価する。



9.3. 振動

(1) 環境基準

振動については、環境基本法に基づく環境基準は定められていない。

(2) 規制基準

振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動の規制基準は表 3.2.9-12 に、特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準は表 3.2.9-13 に、指定地域内における道路交通振動の要請限度は表 3.2.9-14 に示すとおりである。

なお、対象事業実施区域及び周辺地域は、振動規制法の規制地域には該当しない（図 3.2.9-2）。

表 3.2.9-12 振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動の規制基準

区域の区分	基準値	
	昼 間 午前8時～午後7時	夜 間 午後7時～翌午前8時
第 1 種区域	60デシベル以下	55デシベル以下
第 2 種区域	65デシベル以下	60デシベル以下

- 備考 1. 規制基準は工場・事業場の敷地の境界線における許容限度。
2. 第 1 種区域及び第 2 種区域とは、以下に掲げる区域をいう。
・ 第 1 種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。
・ 第 2 種区域：住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域。

表 3.2.9-13 振動規制法に基づく特定建設作業の振動規制基準

区域の区分	作業種類・名称	基準	作業禁止時間	一日当たり作業時間	連続作業時間	作業禁止日
第1号区域 特定建設作業	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）、又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。） ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）	75デシベル以下	午後7時～翌午前7時	10時間以内	6日以内	日曜日休日
第2号区域 特定建設作業	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）、又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。） ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）	75デシベル以下	午後10時～翌午前6時	14時間以内		

備考

- 第1号区域は、振動規制地域において区分された区域のうち、次に示す区域
 - 第1種区域
 - 第2種区域のうち、主として工業等の用に供されている区域を除く区域
 - 第2種区域のうち、学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第3項に規定する診療所のうち患者を入院させる施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲概ね80メートルの区域。
- 第2号区域は、第2種区域のうち、上記第1号区域以外の区域。
- 振動レベルの決定は、次のとおりとする。
 - 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80%レンジの上端の数値とする。

表 3.2.9-14 振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度

区域の区分	基準値	
	昼間 午前8時～午後7時	夜間 午後7時～翌午前8時
第1種区域	65デシベル	60デシベル
第2種区域	70デシベル	65デシベル

備考 1. 振動の測定場所は道路の敷地の境界線とする。

2. 第1種区域及び第2種区域とは、特定工場等に係る規制基準の区域と同一である。

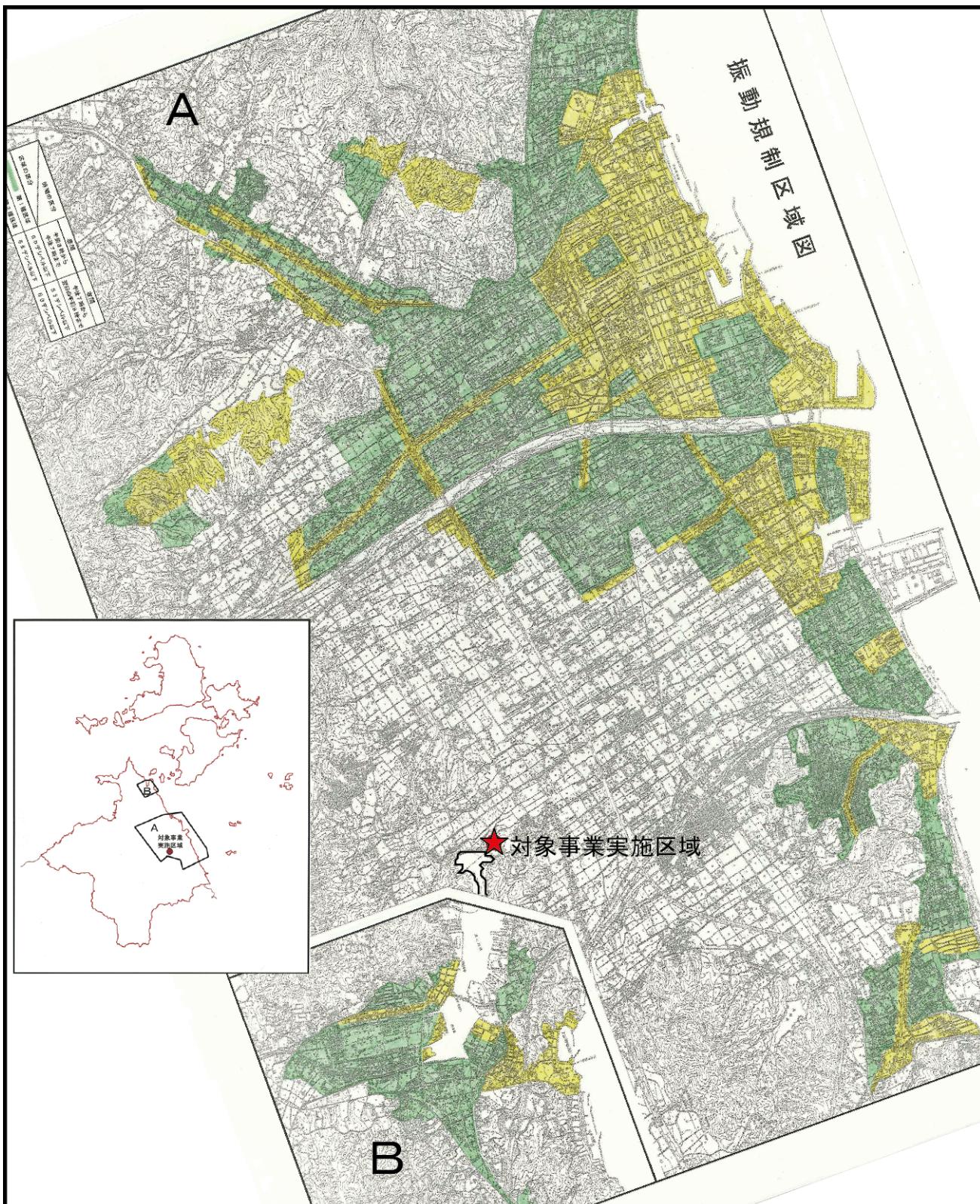


図3.2.9-2 振動規制区域の状況

出典：平成23年今治市生活環境課調べ

9.4. 悪臭

(1) 環境基準

悪臭については、環境基本法に基づく環境基準は定められていない。

(2) 規制基準

悪臭防止法に基づく規制基準は表 3.2.9-15 に、気体排出口における規制基準は表 3.2.9-16 に、排水中における規制基準は表 3.2.9-17 に示すとおりである。

なお、今治市には悪臭防止法による規制地域の指定は設定されていない。

表 3.2.9-15 悪臭防止法の敷地境界の地表における規制基準

項目	単位	基準値	
		A区域	B区域
アンモニア	ppm	1	2
メチルメルカプタン	ppm	0.002	0.004
硫化水素	ppm	0.02	0.06
硫化メチル	ppm	0.01	0.05
二硫化メチル	ppm	0.009	0.03
トリメチルアシン	ppm	0.005	0.02
アセトアルデヒド	ppm	0.05	0.1
プロピオンアルデヒド	ppm	0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	ppm	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド	ppm	0.02	0.07
ノルマルバーレルアルデヒド	ppm	0.009	0.02
イソバーレルアルデヒド	ppm	0.003	0.006
イソブタノール	ppm	0.9	4
酢酸エチル	ppm	3	7
メチルイソブチルケトン	ppm	1	3
トルエン	ppm	10	30
スチレン	ppm	0.4	0.8
キシレン	ppm	1	2
プロピオン酸	ppm	0.03	0.07
ノルマル酪酸	ppm	0.001	0.002
ノルマル吉草酸	ppm	0.0009	0.002
イソ吉草酸	ppm	0.001	0.004

備考：愛媛県では、主として工場の用に供される地域、その他悪臭に対する順応の見られる地域をB区域、それ以外をA区域として指定している。

表 3.2.9-16 悪臭防止法の気体排出口における規制基準

下記に示す特定悪臭物質毎に、次の式により算出した流量

$$q = 0.108 \times H_e^2 \times C_m$$

ここで、

q : 悪臭物質の流量 (0°C、1気圧のm³/時)

H_e : 補正された気体排出口の高さ (m)

$$H_e = H_o + 0.65 \times (H_m + H_t)$$

H_o : 煙突実高さ (m)

H_m : 気体排出口における上向きの運動量による上昇高さ (m)

H_t : 排煙の温度と大気温度との温度差による上昇高さ (m)

C_m : 敷地境界における規制基準 (ppm)

特定悪臭物質

アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオノアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバニルアルデヒド、イソバニルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン

表 3.2.9-17 悪臭防止法の排出水に含まれる敷地境界外における規制基準

項目	排出水の量	単位	基準値	
			A区域	B区域
メチルメルカプタン	0.001m ³ /秒以下の場合	mg/l	0.03	0.06
	0.001m ³ /秒を超え、0.1m ³ /秒以下の場合	mg/l	0.007	0.01
	0.1m ³ /秒を超える場合	mg/l	0.002	0.003
硫化水素	0.001m ³ /秒以下の場合	mg/l	0.1	0.3
	0.001m ³ /秒を超え、0.1m ³ /秒以下の場合	mg/l	0.02	0.07
	0.1m ³ /秒を超える場合	mg/l	0.005	0.02
硫化メチル	0.001m ³ /秒以下の場合	mg/l	0.3	2
	0.001m ³ /秒を超え、0.1m ³ /秒以下の場合	mg/l	0.07	0.3
	0.1m ³ /秒を超える場合	mg/l	0.01	0.07
二硫化メチル	0.001m ³ /秒以下の場合	mg/l	0.6	2
	0.001m ³ /秒を超え、0.1m ³ /秒以下の場合	mg/l	0.1	0.4
	0.1m ³ /秒を超える場合	mg/l	0.03	0.09

備考：愛媛県では、主として工場の用に供される地域、その他悪臭に対する順応の見られる地域をB区域、それ以外をA区域として指定している。

9.5. 水質

(1) 環境基準

環境基本法に基づく、人の健康の保護に関する水質環境基準は表 3.2.9-18 に、ダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類の環境基準は表 3.2.9-19 に示すとおりである。また、河川の生活環境の保全に関する水質環境基準は表 3.2.9-20 に、全亜鉛の環境基準は表 3.2.9-21 に、地下水の水質汚濁に係る環境基準は表 3.2.9-22 に示すとおりである。

表 3.2.9-18 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/l以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/l以下
六価クロム	0.05mg/l以下
砒素	0.01mg/l以下
総水銀	0.0005mg/l以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/l以下
四塩化炭素	0.002mg/l以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/l以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/l以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下
トリクロロエチレン	0.03mg/l以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下
1, 3-ジクロロプロパン	0.002mg/l以下
チウラム	0.006mg/l以下
シマジン	0.003mg/l以下
チオベンカルブ	0.02mg/l以下
ベンゼン	0.01mg/l以下
セレン	0.01mg/l以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下
ふつ素	0.8mg/l以下
ほう素	1mg/l以下
1, 4-ジオキサン	0.05mg/l以下
備考	
1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。	
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。	
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1, 43.2.3又は、43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。	

表 3.2.9-19 ダイオキシン類（水質）に係る環境基準

項目	基準値
ダイオキシン類	1pg-TEQ/l以下
備考	
1. 基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジヘンゾーハーベンゾーの毒性に換算した値とする。	
2. 基準値は年間平均値とする。	

表 3.2.9-20 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

河川(湖沼を除く)

ア

項目 類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基準値				
		水素イオン 濃度(pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大 腸 菌 数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	50MPN/100ml 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1000MPN/100ml 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l 以下	25mg/l 以下	5mg/l 以上	5000MPN/100ml 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l 以下	50mg/l 以下	5mg/l 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水 及び E の欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/l 以下	100mg/l 以下	2mg/l 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/l 以下	ゴミ等の浮遊が認められないこと	2mg/l 以上	—

備考

1. 基準値は、日間平均値とする。
2. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
3. 水道 1 級：ろ過等による簡単な浄水操作を行うもの
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
4. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
5. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
6. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

イ

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	基準値
		全亜鉛	ノニルフェノール
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/l以下	0.001 mg/l以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/l以下	0.0006mg/l以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/l以下	0.002mg/l以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/l以下	0.002mg/l以下

備考：基準値は、年間平均値とする。

表 3.2.9-21(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

湖沼

ア

項目 類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (C O D)	浮遊物質量 S S)	溶存酸素量 (D O)	大 腸 菌 群 数
AA	水道 1 級、水産 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるものの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ 以下	1mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN/100mℓ 以下
A	水道 2、3 級 水産 2 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるものの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN/100mℓ 以下
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水及び C の欄に掲げるものの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ 以下	15mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/ℓ 以上	—

備考

1. 基準値は、日間平均値とする。
2. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
3. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2、3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
4. 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
水産 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
5. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊の浄水操作を行うもの
6. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

表 3.2.9-21(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

イ

項目 類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値	
		全 硝 素	全 鐵
I	自然環境保全 及びII以下の欄に掲 げるもの	0.1mg/ℓ 以下	0.005mg/ℓ 以下
II	水道1、2、3級(特 殊なものを除く) 水産1種 水浴及びIII以下の欄 に掲げるもの	0.2mg/ℓ 以下	0.01mg/ℓ 以下
III	水道3級(特殊なも の) 及びIV以下の欄に掲 げるもの	0.4mg/ℓ 以下	0.03mg/ℓ 以下
IV	水産2種 及びVの欄に掲げる もの	0.6mg/ℓ 以下	0.05mg/ℓ 以下
V	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/ℓ 以下	0.1mg/ℓ 以下

備考

1. 基準値は、年間平均値とする。
2. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
3. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気
物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう）
4. 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産
生物用
水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
水産3種：コイ、フナ等の水産生物用
5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

ウ

類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値	
		基 準 値	基 準 値
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/ℓ以下	0.001 mg/ℓ以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/ℓ以下	0.0006mg/ℓ以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/ℓ以下	0.002mg/ℓ以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/ℓ以下	0.002mg/ℓ以下

備考：基準値は、年間平均値とする。

表 3.2.9-22 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/l以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/l以下
六価クロム	0.05mg/l以下
砒素	0.01mg/l以下
総水銀	0.0005mg/l以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/l以下
四塩化炭素	0.002mg/l以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/l以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下
1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/l以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下
トリクロロエチレン	0.03mg/l以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/l以下
チウラム	0.006mg/l以下
シマジン	0.003mg/l以下
チオベンカルブ	0.02mg/l以下
ベンゼン	0.01mg/l以下
セレン	0.01mg/l以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下
ふつ素	0.8mg/l以下
ほう素	1mg/l以下
1, 4-ジオキサン	0.05mg/l以下
備 考	
1.	基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2.	「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3.	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1, 43.2.3又は、43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
4.	1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

(2) 排水基準

水質汚濁防止法に基づく排水基準は表 3.2.9-23 に、ダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類の排出基準は表 3.2.9-24 に示すとおりである。

表 3.2.9-23 排水基準

種類	許容限度
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/l以下
カドミウム及びその化合物	0.1mg/l以下
鉛及びその化合物	0.1mg/l以下
有機燐化合物（バラチオン、メチルバラチオン、メチルジメトン及びE.P.N.に限る。）	1mg/l以下
六価クロム化合物	0.5mg/l以下
砒素及びその化合物	0.1mg/l以下
シアノ化合物	1mg/l以下
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/l以下
トリクロロエチレン	0.3mg/l以下
テトラクロロエチレン	0.1mg/l以下
ジクロロメタン	0.2mg/l以下
四塩化炭素	0.02mg/l以下
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/l以下
1,1-ジクロロエチレン	1mg/l以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/l以下
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/l以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/l以下
1,3-ジクロロプロパン	0.02mg/l以下
チウラム	0.06mg/l以下
シマジン	0.03mg/l以下
チオベンカルブ	0.2mg/l以下
ベンゼン	0.1mg/l以下
セレン及びその化合物	0.1mg/l以下
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるほう素 10mg/l以下 海域に排出されるほう素 230mg/l以下
ふつ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるふつ素 8mg/l以下 海域に排出されるふつ素 15mg/l以下
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素を0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100mg/l以下
1,4-ジオキサン	0.5mg/l以下
水素イオン濃度（水素指数）	海域以外の公共用水域に排出されるもの5.8以上8.6以下 海域に排出されるもの5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量	160（日間平均120）mg/l以下
化学的酸素要求量	160（日間平均120）mg/l以下
浮遊物質量	200（日間平均150）mg/l以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉛油類含有量）	5mg/l以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	30mg/l以下
フェノール類含有量	5mg/l以下
銅含有量	3mg/l以下
亜鉛含有量	2mg/l以下
溶解性鉄含有量	10mg/l以下
溶解性マンガン含有量	10mg/l以下
クロム含有量	2mg/l以下
大腸菌群数	日間平均3000個/cm ³ 以下
窒素含有量	120（日間平均60）mg/l以下
燐含有量	16（日間平均8）mg/l以下

備考

- 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
- 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海城（湖沼であつて水の塩素イオン含有量が9000mg/lを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
- 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海城として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

表 3.2.9-24 ダイオキシン類（水質）に係る排出基準

項目	基準値
ダイオキシン類	10pg-TEQ/l以下
備考：基準値は、2,3,7,8-四塩化ジヘンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。	

9.6. 土壤

環境基本法に基づく土壤汚染に係る環境基準は表 3.2.9-25 に、ダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類の環境基準は表 3.2.9-26 に、愛媛県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の土砂基準及び水質基準は表 3.2.9-27 に示すとおりである。

表 3.2.9-25 土壤汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐(りん)	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1lにつき0.05mg以下であること。
砒(ひ)素	検液1lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)において、土壤1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壤1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1lにつき0.002mg以下であること。
1, 2-ジクロロエタン	検液1lにつき0.004mg以下であること。
1, 1-ジクロロエチレン	検液1lにつき0.02mg以下であること。
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液1lにつき0.04mg以下であること。
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液1lにつき1mg以下であること。
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液1lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1lにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1lにつき0.01mg以下であること。
1, 3-ジクロロプロパン	検液1lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1lにつき0.003mg以下であること。
チベントリカルボン酸	検液1lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1lにつき0.01mg以下であること。
ふつ素	検液1lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1lにつき1mg以下であること。

備考

- 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふつ素、ほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壤が地下水表面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
- 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

表 3.2.9-26 ダイオキシン類(土壤)に係る環境基準

項目	基準値
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g以下

備考

- 基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジペソゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 土壤中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法(この表の土壤の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壤の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
- 環境基準が達成されている場合であって、土壤中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合(簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合)には、必要な調査を実施することとする。

表 3.2.9-27(1) 愛媛県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例

(1) 土砂基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液10につき0.01mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液10につき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液10につき0.05mg以下であること。
砒素	検液10につき0.01mg以下であり、かつ、土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地(田に限る。)である場合においては、土砂等1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液10につき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地(田に限る。)である場合において、土砂等1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液10につき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液10につき0.002mg以下であること。
1, 2-ジクロロエタン	検液10につき0.004mg以下であること。
1, 1-ジクロロエレン	検液10につき0.02mg以下であること。
シス-1, 2-ジクロロエレン	検液10につき0.04mg以下であること。
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液10につき1mg以下であること。
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液10につき0.006mg以下であること。
トリクロロエレン	検液10につき0.03mg以下であること。
テトラクロロエレン	検液10につき0.01mg以下であること。
1, 3-ジクロロプロパン	検液10につき0.002mg以下であること。
チウラム	検液10につき0.006mg以下であること。
シマジン	検液10につき0.003mg以下であること。
チオペンカルブ	検液10につき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液10につき0.01mg以下であること。
セレン	検液10につき0.01mg以下であること。
ふつ素	検液10につき0.8mg以下であること。
ほう素	検液10につき1mg以下であること。
備考	<p>1. 基準値のうち検液中濃度に係るものにあっては、土壤の汚染に係る環境基準について付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中の「土壤」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。</p> <p>2. この表の項目の欄中「有機燐」とは、バラチオン、メチルバラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。</p> <p>3. この表の基準値の欄中「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p>

表 3.2.9-27(2) 愛媛県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例

(2) 水質基準

項目	基準値
カドミウム	1ℓにつき0.01ミリグラム以下
全シアン	検出されないこと。
有機燐	検出されないこと。
鉛	1ℓにつき0.01ミリグラム以下
六価クロム	1ℓにつき0.05ミリグラム以下
砒素	1ℓにつき0.01ミリグラム以下
総水銀	1ℓにつき0.0005ミリグラム以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
銅	土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合において、1ℓにつき1ミリグラム以下
ジクロロメタン	1ℓにつき0.02ミリグラム以下
四塩化炭素	1ℓにつき0.002ミリグラム以下
1, 2-ジクロロエタン	1ℓにつき0.004ミリグラム以下
1, 1-ジクロロエチレン	1ℓにつき0.02ミリグラム以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	1ℓにつき0.04ミリグラム以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1ℓにつき1ミリグラム以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	1ℓにつき0.006ミリグラム以下
トリクロロエチレン	1ℓにつき0.03ミリグラム以下
テトラクロロエチレン	1ℓにつき0.01ミリグラム以下
1, 3-ジクロロブロヘン	1ℓにつき0.002ミリグラム以下
チウラム	1ℓにつき0.006ミリグラム以下
シマジン	1ℓにつき0.003ミリグラム以下
オヘンカルブ	1ℓにつき0.02ミリグラム以下
ベンゼン	1ℓにつき0.01ミリグラム以下
セレン	1ℓにつき0.01ミリグラム以下
ふつ素	1ℓにつき0.8ミリグラム以下
ほう素	1ℓにつき1ミリグラム以下
備考	
1.	この表の項目の欄中「有機燐」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。
2.	この表の基準値の欄中の「検出されないこと」とは、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。